

西粟倉村内の公共建築物における西粟倉産材等の利用促進に関する方針

平成23年9月30日

第1 目的

本村は、森林づくりのビジョンとして「100年の森林構想」を立ち上げ、その実現のため「100年の森林事業」を推進している。

昭和30年代に多数植林された人工林資源が50年を経て利用可能な段階を迎えるなか、これら資源の利用は低調であり木材価格も低迷していることなどから、林業生産活動は停滞し森林の有する多面的機能の低下が懸念される状態となっている。

本事業は50年前に子や孫のためにと木を植えた人々の思いを大切に、100年の森林に育て上げるため、今後50年、森林の適正な整備及び保全に村ぐるみで取り組むものである。これにより産出される西粟倉産材等の需要を拡大することは、林業生産活動を活発化させ、人工林資源による地域の経済の活性化にも資するものであり、ひいては森林の適正な整備や森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与するものである。

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく国並びに県の基本方針に即し、「西粟倉村内の公共建築物における西粟倉産材等の利用の促進に関する方針」(以下「方針」という。)を定め、100年の森林事業による健全な森林の育成、循環型社会の構築、地球温暖化防止及び地域森林資源の持続的な発展の形成に資することを目的とする。

第2 公共建築物における西粟倉産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 西粟倉産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、西粟倉産材等の積極的な利用に努めるものとする。

本方針における公共建築物とは、広く村民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。(公共団体以外の者が整備する建築物を含む。)また、

西粟倉産材等とは原則、村内より伐出された木材をいうが、村内の製材所及び木材加工業者が国産材を利用し製材・加工した木製品を含む。

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造物を耐火構造とすることが求められている場合を除き、木造化に努めるものとする。ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐久性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備するものは、建築材料はもとより、公共工事のなど建築材料以外の各種製品の原材料としても西粟倉産材等の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共工事

西粟倉産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品については、西粟倉産材等を使用した製品導入に努めるものとする。

第3 村が整備する公共建築物における西粟倉産材等の利用の目標

1 村有施設での木造・木質化

(1) 村有施設の建築にあたっては、計画の段階から西粟倉産材等の利用を検討し、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は木質化を図る。

①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合。

②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合。
 - ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合。
 - ⑤その他、木造化することが困難な場合。
- (2) 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図る。
- (3) 村民の健康で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの村民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努める。

2 公共工事における西粟倉産材等の利用

村が実施する公共工事においては、木材を利用可能な施設（工種・工法）等において工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設として必要な性能等を勘案しつつ、西粟倉産材等の利用に努めるものとする。

3 人と環境にやさしい木製品の導入

多くの村民が利用する村有施設においてはテーブル、イスなどの備品等に西粟倉産材等を用いた製品を積極的に使用します。

第4 その他公共建築物における西粟倉産材等の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備するものは、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

2 体制の整備に関する事項

西粟倉村産材等の利用を効率的に促進するため、関係部署との円滑な連絡調整を行う。

3 普及啓発に関する事項

村有木造施設の管理者は、施設の来訪者に木のぬくもりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。また、公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に西粟倉産材等が利用されるよう、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。